

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程改正・新旧対照表（平成28年4月1日施行）

改正	現行	備考
<p>I 総則</p> <p>2 定義</p> <p>アーク (Arc) ～一次レーダーターゲット(Primary radar target) (略)  <u>移動開始時刻(Estimated off-block time。以下「EOBT」という。)</u>                      飛行計画で通報を受けた航空機の移動開始時刻をいう。</p> <p>インターセクション(Intersection) ～出発制御時刻 (Expected departure clearance time。以下「EDCT」という。) (略)  <u>出発制御時刻有効時間帯(EDCT valid window。以下「EDCT有効時間帯」という。)</u>                      交通流制御の精度向上のため EDCT の前後に設定される時間帯をいう。</p> <p>場周経路(Traffic pattern) ～TCA アドバイザリー業務(TCA Radar advisory service) (略)</p> <p>II 航空交通管理方式基準</p> <p>(III)航空交通流管理</p> <p>3 管制承認及び管制指示</p> <p><b>【適用】</b></p> <p>(1) a (省略)</p> <p>b 管制機関は、ATM センターによる管制指示を発出する場合であって、航空交通流管理のための指示であることを航空機に明示する必要があるときは、次の用語を使用するものとする。</p> <p>★交通流制御のため〔管制指示の内容〕に従って下さい。                      ～ DUE TO FLOW CONTROL.</p> <p>c (略)</p> <p>4 交通流制御</p> <p><b>【出発制御(EDCT 発出)】</b></p> <p>(4) a ATM センターは、EDCT を発出する場合は、対象機の EOBT の 25 分前までに、関係する管制区管制所及び 運航者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、EOBT の 25 分前以降に通知することができるものとする。</p> <p>注 運航者に対する EDCT の通知は、システムによる通知が利用可能な運航者に限る。</p>	<p>I 総則</p> <p>2 定義</p> <p>アーク (Arc) ～一次レーダーターゲット(Primary radar target) (略)                      (新規)</p> <p>インターセクション(Intersection) ～出発制御時刻 (Expected departure clearance time。以下「EDCT」という。) (略)                      (新規)</p> <p>場周経路(Traffic pattern)～TCA アドバイザリー業務(TCA Radar advisory service) (略)</p> <p>II 航空交通管理方式基準</p> <p>(III)航空交通流管理</p> <p>3 管制承認及び管制指示</p> <p><b>【適用】</b></p> <p>(1) a (省略)</p> <p>b 管制機関は、ATM センターによる管制指示を発出するに当たっては、航空交通流管理のための指示であることを航空機に明示するものとする。</p> <p>★交通流制御のため〔管制指示の内容〕に従って下さい。                      ～ DUE TO FLOW CONTROL.</p> <p>c (略)</p> <p>4 交通流制御</p> <p><b>【出発制御(EDCT 発出)】</b></p> <p>(4) a ATM センターは、EDCT を発出する場合は、対象機の EOBT の 25 分前までに、関係する管制区管制所等及び運航者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、EOBT の 25 分前以降に通知することができるものとする。</p> <p>注 運航者に対する EDCT の通知は、システムによる通知が利用可能な運航者に限る。</p>	<p>EOBT を定義に記載する。</p> <p>EDCT 有効時間帯について定義する。</p> <p>航空交通流管理のための指示であることは、必要に応じ航空機に明示すればよいという規定に修正する。</p> <p>出発制御の「発出」「変更」「失効」「取消」に関して、それぞれに規定を整理する。それに伴いタイトルを変更し項番を整理する。</p> <p>・表現修正                      ・「発出」「変更」「失効」「取消」それぞれにおける EDCT の連絡について、ATM センタ</p>

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程改正・新旧対照表（平成28年4月1日施行）

改正	現行	備考
<p>b <u>aの規定によりEDCTを通知された管制区管制所は、関係するターミナル管制機関（着陸誘導管制所を除く。）に当該EDCTを伝達するものとする。</u></p> <p>c <u>管制機関は、a及びbの規定により通知又は伝達されたEDCTを航空機に対し指定するものとする。ただし、管制間隔設定のためにEDCTと異なる時刻をⅢ管制方式基準(Ⅱ)4(2)に規定する出発制限解除時刻(RELEASE TIME)として航空機に指定する必要がある場合は、ATMセンターと調整するものとする。</u> ★EDCTは〔時刻〕です。 EDCT or EXPECTED DEPARTURE CLEARANCE TIME } (AT) [time].</p> <p>(削る)</p> <p>d <u>ATMセンターは、EDCT有効時間帯を適用する空港及び適用するEDCT有効時間帯を別途定めるものとする。</u></p> <p>e <u>管制機関は、EDCT有効時間帯を適用する空港から出発する航空機にEDCTが指定された場合、当該航空機にEDCT有効時間帯が指定されたものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><b>【出発制御(EDCT変更)】</b></p> <p>(5) a <u>ATMセンターは、既に通知したEDCTを変更する場合は、関係する管制区管制所及び運航者に変更後のEDCTを通知するものとする。</u></p> <p>b <u>aの規定によりEDCTを通知された管制区管制所は、関係するターミナル管制機関（着陸誘導管制所を除く）に当該EDCTを伝達するものとする。</u></p> <p>c <u>管制機関は、a及びbの規定により通知又は伝達されたEDCTを航空機に対し指定するものとする。</u> ★EDCTを〔時刻〕に変更します。 REVISED { EDCT or EXPECTED DEPARTURE CLEARANCE TIME } (AT) [time].</p> <p><b>【EDCTが指定されている航空機に係る措置】</b></p> <p>(6) a <u>管制機関は、EDCT有効時間帯が指定されていない航空機を、EDCT以降、可能な限り速やかに出発させるものとする。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>b <u>管制区管制所等は、aの規定によりEDCTを指示された航空機に対しⅢ管制方式基準(Ⅱ)4(2)に規定する出発制限解除時刻(RELEASE TIME)としてEDCTを指定するものとする。ただし、管制間隔設定のためにEDCTと異なる時刻を指定する必要がある場合は、ATMセンターと調整するものとする。</u> ★交通流制御のため、出発制限を〔時刻〕に解除します。 RELEASED AT [time] DUE TO FLOW CONTROL.</p> <p>c <u>飛行場管制所は、bの規定により出発制限解除時刻が指定された航空機を、当該時刻以降、可能な限り速やかに出発させるものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>d <u>ATMセンターは、既に通知したEDCTを変更する場合は、関係する管制区管制所等及び運航者に変更後のEDCTを通知するものとする。</u></p> <p>e <u>管制区管制所等は、dの規定によりEDCTの変更を通知された場合は、変更されたEDCTに基づいてbの規定と同様に出発制限解除時刻を指定するものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>一から管制区管制所には「通知」、管制区管制所からターミナル管制機関には「伝達」、航空機に対しては「指定」と整理し、用語例も併せて規定する。</p> <p>EDCT有効時間帯（-X分）での離陸を可能とするため、EDCTと管制間隔設定のための出発制限解除時刻は別と整理とする。</p> <p>EDCT有効時間帯の適用に関して、ATMセンターが実施することと、管制機関が実施することを明確に規定する。</p> <p>ATMセンターから「通知」するのは管制区管制所であることから修正。</p> <p>EDCTと管制間隔設定のための出発制限解除時刻は別と整理するとともに、管制区管制所からターミナル管制機関には「伝達」することを規定。航空機に対してはEDCTを「指定」することを規定。</p> <p>EDCTが指定されている航空機に係る措置をEDCT有効時間帯の有無によって規定す</p>

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程改正・新旧対照表（平成28年4月1日施行）

改 正	現 行	備 考
<p>b 管制機関は、EDCT 有効時間帯が指定されている航空機を、EDCT 有効時間帯のうち、可能な限り EDCT に近い時刻に出発させるものとする。</p> <p>c ターミナル管制機関（着陸誘導管制所を除く。）は、航空機を EDCT 有効時間帯に出発させることができないと予測した場合、当該航空機の取扱いについて ATM センターと調整するものとする。この場合、ATM センターが別途指定する管制機関を除き管制区管制所を経由するものとする。</p> <p>d ATM センターは、c の規定に基づく調整を受けた場合、EDCT を変更するものとする。</p> <p>e 管制機関は EDCT と出発制限解除時刻が同一の航空機に重複して指定された場合は、各々の制限による出発可能な時刻のいずれか遅い時刻以降に出発させるものとする。</p> <p><b>【出発制御(EDCT 失効)】</b></p> <p>(7) a ATM センターは、既に通知した EDCT を失効させる場合は、関係する管制区管制所及び運航者に通知するものとする。</p> <p>b a の規定により通知された管制区管制所は、関係するターミナル管制機関（着陸誘導管制所を除く。）へその旨を伝達するものとする。 ★EDCT が失効しました。 EDCT or EXPECTED DEPARTURE CLEARANCE TIME } VOID.</p> <p>c 管制機関は、a 及び b の規定により EDCT の失効を通知又は伝達された場合は、再度 EDCT が通知されるまで、当該機の出発を待機させるものとする。</p> <p><b>【出発制御 (EDCT 取消し)】</b></p> <p>(8) a ATM センターは、既に EDCT を通知した航空機を制御の対象から除外する必要があると判断した場合は、関係する管制区管制所及び運航者に通知するものとする。</p> <p>b a の規定により通知された管制区管制所は、関係するターミナル管制機関（着陸誘導管制所を除く。）へその旨を伝達するものとする。</p> <p>c 管制機関は、a 及び b の規定により制御対象外となった旨を通知又は伝達された場合は、EDCT による出発制御の対象外として取扱うものとする。 ★ EDCT を取消します。 EDCT or EXPECTED DEPARTURE CLEARANCE TIME } CANCELLED.</p> <p>(削る)</p>	<p>(新規)</p> <p>f ATM センターは、既に通知した EDCT を失効させる場合は、関係する管制区管制所等及び運航者に通知するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>g 管制区管制所等は、f の規定により EDCT の失効を通知された場合は、再度 EDCT が通知されるまで、当該機の出発を待機させるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>h ATM センターは、交通流制御の終了時等、既に EDCT を通知した航空機を制御の対象から除外する必要があると判断した場合は、関係する管制区管制所等及び運航者に通知するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>i 管制区管制所等は、h の規定により制御対象外となった旨を通知された場合は、EDCT による出発制限が解除されたものとして取り扱うものとする。</p> <p>j 上記 a、d、f 及び h の規定による EDCT に関する通知のうちターミナル管制所への通知は、進入管制区内に限定して飛行する航空機に係るものに限る。ただし、この通知は、原則として管制区管制所を経由するものとし、当該通知を受け取った管制区管制所は該当するターミナル管制所へその内容を電話により伝達するものとする。</p>	<p>る。</p> <p>EDCT の失効について規定 ATM センターから「通知」するのは管制区管制所であることから修正。 管制区管制所が行う「伝達」について規定。</p> <p>EDCT の取消について規定。 ATM センターから「通知」するのは管制区管制所であることから修正。 管制区管制所が行う「伝達」について規定。 EDCT と管制間隔設定のため の出発制限解除時刻は別と整理するため修正。</p>

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程改正・新旧対照表（平成28年4月1日施行）

改 正	現 行	備 考
<p><b>【FDPSによるEDCTの通知及び伝達】</b></p> <p>(9) a (4) a、(5) a、(7) a及び(8) aの規定によるEDCTの管制区管制所への通知は、飛行情報管理システム管制情報処理部(Flight data processing section。以下「FDPS」という。)によることができるものとし、FDPSによることができない場合は電話によるものとする。</p> <p>b ターミナル管制機関(着陸誘導管制所を除く。)はFDPSによるEDCT情報は参考情報として取り扱うものとし、これをもとに航空機に対しEDCTを指定しないものとする。ただし、<u>管制区管制所とターミナル管制機関(着陸誘導管制所を除く。)</u>との間において、<u>FDPSによるEDCT情報の取り扱いについて調整要領又は協定書に規定されている場合は、当該情報をもとに航空機に対しEDCTを指定することができるものとする。</u></p> <p><b>【出発制御(出発間隔指定)】</b></p> <p>(10) a ATMセンターは、特定の飛行場からの出発間隔の指定を行う場合は、次に掲げる事項に係る<u>管制区管制所及び別途指定するターミナル管制機関</u>に通知するものとする。</p> <p>(a) 出発間隔を指定する飛行場</p> <p>(b) 出発間隔を指定する対象航空機の飛行する経路又は空域</p> <p>(c) 対象出発機間の最低間隔</p> <p>b 管制区管制所等は、離陸時において対象機間に指定された最低間隔を確保するものとする。</p> <p>c 管制区管制所等は、出発間隔とEDCT又は出発間隔と出発制限解除時刻が同一の航空機に重複して指定された場合は、原則として、各々の制限による出発可能な時刻のいずれか遅い時刻に出発させるものとする。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(新規)</p> <p>k <u>管制区管制所に対するEDCTの通知方法は飛行情報管理システム管制情報処理部(Flight data processing section。以下「FDPS」という。)によることができるものとし、FDPSによることができない場合は電話によるものとする。</u></p> <p>注 <u>ターミナル管制所に対してFDPSにより通知されるEDCT情報は参考情報として取り扱い、これをもとに航空機に対して出発制限解除時刻を指定しないこと。</u></p> <p><b>【出発制御(出発間隔指定)】</b></p> <p>(5) a ATMセンターは、特定の飛行場からの出発間隔の指定を行う場合は、次に掲げる事項に係る<u>管制区管制所等</u>に通知するものとする。</p> <p>(a) 出発間隔を指定する飛行場</p> <p>(b) 出発間隔を指定する対象航空機の飛行する経路又は空域</p> <p>(c) 対象出発機間の最低間隔</p> <p>b 管制区管制所等は、離陸時において対象機間に指定された最低間隔を確保するものとする。</p> <p>c 管制区管制所等は、出発間隔とEDCTによる出発制限解除時刻が同一の航空機に重複して指定された場合は、原則として、各々の制限による出発可能な時刻のいずれか遅い時刻に出発させるものとする。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>FDPSによるEDCT情報に係る取り扱いについて規定する。</p> <p>ACC-ターミナル間で文書により規定している場合は、FDPSのEDCT情報をもとに航空機に指定できることを規定する。</p> <p>出発間隔の指定を行う場合は、「航空交通管理管制業務について(制定国空制第10号)」で指定するターミナル管制所に通知することを明記。</p>